1号様式

教育、民生常任委員会記録

招集年月日	平成27年5月28日(木)
招集の場所	議員控室
開会	午後1時29分
出席者	委員長 福田 淑子 副委員長 山岸 三男 委員 千葉 一男 委員 藤田 洋一
	委員 柳田 政喜 委員 大橋 昭太郎 委員 吉田 二郎 委員 平吹 俊雄
	議長 吉田 眞悦
欠席者	なし
職務のため出席した者の職氏 名	教育次長兼教育総務課長 渋谷 芳和 教育総務課係長 小南 友里 議会事務局 主幹兼係長 相澤 正典
協議事項	・学校給食法及び食育基本法について ・所管事務調査について
その他	なし
閉会	午後3時54分

2号様式 協議の経過

2号様式 1	品議の経過
	開会 13:29
福田委員長	皆さん、こんにちは。ただいまより、教育、民生常任委員会の会議を行
	います。きょうは全員出席ですので、委員会は成立をいたしております。
	きょうは学校給食法及び食育基本法について教育委員会の方から説明
	いただき、その後、皆さんで討論したいと思います。
	2番目には所管事務調査について、皆さんで協議することがありますの
	で議題として載せておきました。早速ですけれども、学校給食法及び食育
	基本法につきましては、課長さん及び小南さんにお出でいただきましたの
	で、どうぞよろしくお願いいたします。
	それでは 番について学校給食法及び食育基本法について説明をお願
	いします。
渋谷課長	委員の皆さん、こんにちは。本日は、学校給食法と食育基本法の勉強会
	ということで私と学校教育係長の小南友里が出席させていただきました。
	小南係長のほうから説明させますのでよろしくお願いしたいと思います。
小南係長	では、ただいま課長から私のほうから食育基本法、また学校給食法の概
	要とそれから策定などの流れについて、簡単になるべく短時間で、できれ
	ば議員の皆様、質問事項とかが、おありだと思いますので、そちらに時間
	を割くよう大体 30 分位で説明のほうは終わらせたいと思いますので、拙
	い説明になりますがお聞きください。
	それでは、まず最初に資料の確認をさせていただきたいと思います。こ
	ちらのほうで用意しました資料ですね、5部、5点ほどございます。その
	中で、まず資料1としまして学校給食法、それから資料2としまして食育
	基本法、それから資料3としまして、こちらは地産地消の状況についての
	資料。最後の資料なんですけど、それから学校給食資料4としまして学校
	給食の事務の状況に関する資料。
	そして最後になんですけども美里町の食育推進計画、第2期食育推進計
	画の進捗状況という5つの資料をご用意しました。皆さん、資料の漏れと
	かございませんか。全てお揃いでしょうか。
福田委員長	資料よろしいですか。(「はい」の声あり)じゃ、よろしくお願いします。
小南係長	では、私のほうから。大丈夫でしょうか。まず初めに学校給食の歴史的
	なところから簡単にご説明をさせていただきたいと思います。
	資料1の学校給食法の一番初めに、こちら右側に、昭和29年6月3日
	と書いてあります。学校給食は、学校給食法は昭和 29 年に公布された法
	律でございます。学校給食というのは、まず教育の一環として、まずはこ
	の時代、戦後間もない時期で子ども達の栄養状況というのが、あまり今の
	ように豊かではなかった時代に子ども達の健全な発育のために、この学校
	給食と学校給食法を国が施行し全国的に実施が始まったというところで
	す。

この部分ですけれども、初めての学校給食というのは、かなり歴史があるんですね。明治 22 年、山形県の鶴岡市で最初の学校給食、貧しい子ども達を救済するために学校給食というのが始まったというのが、その日本の給食の歴史の中の一番起点になっているようです。

その後、戦後、その子ども達の健全な発育なためということで国は学校 給食法というのを施行しまして、全国的に学校給食の運営が成されるよう になりました。その後、学校給食の歴史的な部分を見る上で転換点という のがございます。

議員の皆さんもご存じだと思うんですけども、資料でお付けした食育基本法、こちら平成17年に食育基本法が公布されたことによって、こちらの食育基本法で国の役割、また県の役割、自治体の役割ということで、この食育基本法が公布されたことによりまして、国は食育推進基本計画を策定し、あわせて食育基本法には、県の役割があるように宮城県も、宮城県の食育推進プランというものを平成18年に策定しております。

また、この宮城県のプランを参考に美里町でも目標値でお配りしましたけども、美里町でも食育推進基本計画というものを美里町としても策定しています。これは国の食育基本法が策定されたことに伴い、学校給食の役割というのも、この食育基本法が策定されたことによって、より重要性を増してきます。

この食育基本法が策定されたことにより小学校の指導要領などの改定 や、学校給食法自体の改正というのもございました。学校給食の、学校給 食法の改正点としましては、学校における食育の推進について位置づけ て、食育の観点から学校給食の目標が見直されている。

さらに、学校給食のここから付随する学校給食実施基準や学校給食の衛生管理基準、これらについて法的な位置づけを明確にしました。またですね、最近におきましては児童、生徒を取り巻く生活環境、食環境の変化に伴い、この宮城県も、そして大崎地方も例に漏れず、肥満傾向の児童生徒の出現や、あと生活習慣病の若年化、そういったものの傾向が進んでいて、より食育の重要性というものが増してきている状況でございます。

これから食育推進計画の部分で、多分、改定になっていくかと思いますが県のほうなどの動きを見てますと、より子ども、健康管理の部分、重要度が増しているようで、特に体重管理とか、そういった部分についても保健所のほうで、26 年度の数値を基準として、そこからの増減を見ていくというような流れもできつつあるようでございます。

そういう中で学校給食の部分ですね、特に子ども達の健全な発育のため というところで、この法律の中で一番重要になってくる部分なんですけれ ども、宮城県では食に関する指導の目標というのを各学校で掲げて食育を 推進するような状況にあります。

その中身については食事の重要性、食の喜び楽しさを理解する。また、心身の成長や健康の保持、増進の上での望ましい栄養や食事の取り方を理

解し自ら管理していく能力を身につける。また、正しい知識、情報に基づいて食物の品質及び安全性などについて、自ら判断できる能力を身につける。食物を大事にし、食物の生産などに関わる人々への感謝する心を持つ。食事のマナーや食事を通した人間関係形成能力を身につける。

また各地の食物、食文化や食に関わる歴史などを理解し尊重する心を持つのが食文化の重要性。この部分で、宮城県の目標、美里町の目標としましても、この第2次の食育推進計画の進捗状況の資料をご覧いただきますか。

この中で美里町の地場産物の利用状況の推移、こちらをご覧いただきたいと思うんですけれども。これは平成 22 年の数値では 16.6%。これは16.6%使用というのは美里町産の利用率というような目標でございます。22 年度内で 16.6%だったものが平成 23 年度には、ここから残念ながら15.4%と下がってしまいました。24 年度には、これではいけないということで少し頑張って18.7%まで上げまして25年度16.6%という数字になりました。この16.6%という数字が22年度の現状値、ここの部分と同様の数字になりました。

こちら目標値を、この 16.6%から 1 %程度、なんとか上げるような方向で目標の見直しということで、現在、地産地消の活用、美里町の目標、食育推進計画の目標値としましては 17.1%。こちらが目標値として掲げ、見直しの中で掲げて修正した部分でございます。

そして昨年度なんですけれども、資料3をご覧いただきたいと思うんですけれども、宮城県も同じように地産地消率を高めていくという目標値を立てておりまして、こういった調査を毎年やっているところなんですけれども、平成26年度に関しまして、6月16日から20日までの5日間と11月10日から11月14日までの5日間の抽出で実施しております。

美里町は33番目のナンバーのところにあるんですけれども、数値見て下さい。こちら県内産の割合がなんと49.8%でございました。

そのうち美里町産の数値ですけども、こちらページめくっていただきますとより詳しい町内産の全体の数値がありますが、こちら 32.5%。これだけの数値を出すことができました。大体、この期間ですね、かなり......

福田委員長

ちょっと、待ってね。さっきの話だと 25 年度 16.6%美里町産ね。これが 32.5%の違いは。

小南係長

ここですか。これですか。(「はい」の声あり)数字は、全ての施設が意識を持って取り組みを行なったのが一番大きな部分と、あとは、この時に、梨、皆さんご存知でしょうか。梨のピューレとか産業振興課のほうで北浦梨の、その規格外のものを使った冷凍食品ですか、そういったものを開発していただいたおかげで、とても野菜類は天候に左右されるところがあるんですけども、そういったものを使用することによって地産地消率などを上げることに成功したっていうことがあります。かなり数値が高くなって

	いるので、今までが間違いなんじゃないかって見えてしまうところが見ら
	れてしまうかもしれないですけど、これは事実の数字です。
福田委員長	違く、平成 25 年度が 16.6%、これ 32.5%っていうのは平成 26 年度で。
小南係長	平成 26 年度です。
福田委員長	別紙 1 の平成 26 年度の空欄になっているんですけども。ここ 32.5%で
	いいの。
小南係長	そうです。
柳田委員	違うでしょ。
小南係長	トータルで 32.5 と入ります。
柳田委員	トータルで 32.5。
小南係長	はい、そうです。
柳田委員	これは6月、11月だけでしょ。
福田委員長	平成 26 年度は 32.5%で入れていいんですよね。
小南係長	はい、ここに、平成 26 年度です。
福田委員長	別紙 1 の表に、表の 26 年度の空欄。
小南係長	はい、空欄になっているところに 32.5 と入れていただいて。
柳田委員	構わないですか。
小南係長	大丈夫です。
柳田委員	委員長いいですか。1点、今ので。
	(「まだ、説明しているから」「説明中だから待って」の声あり。)
福田委員長	32.5%と入れて下さい。あと、質問は終わってからね。今、つい、確か
	めたかったので。はい、進めて下さい。
小南係長	こちら 32.5%というような、かなり例年の倍になるような数字が入る
	結果を出すことができました。このほかにも町の食育の取り組みとして郷
	土食ということで、11 月の、この調査期間と同じ 11 月 10 日から 14 日と
	いうことで、ここに美里町では、すっぽこ汁という郷土食がありますので、
	│ すっぽこウィークということで1週間を決めまして、各校で、すっぽこ汁 │ │ を基本とした、特に県内産のおかずをつけた郷土食をベースとした学校給
	を基本とした、特に宗内崖ののかりをプリた郷工良をペースとした子校編 食を出すような取り組みをやってます。
	最を出すような取り温のを とう C よす。 また、それは、そこから発生して学校給食ですっぽこ汁を食べるだけで
	はなく調理実習、そういったところでもすっぽこ汁を子ども達が作れるよ
	うに、なるようにという配慮から小学校、主に5年生なんですけれども、
	5年生の調理実習などで、すっぽこ汁が全ての学校ではないんですけれど
	も、学校によっては、すっぽこ汁を調理実習に取り入れて作れるようにす
	るというような食育の活動も併せて行なっているところです。
	この部分についても美里町の学校給食というのは、この食育基本法がで
	きるまでの間に関しては、家庭科っていうような形で調理実習をやったり

っていうことがあったんですけれども、食育というものがクローズアップ され、学校教育の中で位置づけがなされ、食育ということで体系的に学校 教育の中で取り込まれるようになったのが、先ほど御説明した通り平成 17年度の、17年に食育基本法ができて、そのことによって学校教育の中 で食育というものが、きちんと教育計画の中に位置づけられ計画的に食育 の事業が取り込まれるという流れになっております。 こういった流れの中、美里町としても、こちら食育の教育活動を推進し ていくというような方向性になって、方向性をもっておりまして、最後の 部分なんですけれども、こちら現在ですね、学校給食、各学校で私会計方 |式で運営しておりましたが、平成 28 年度から公会計化にもっていきたい ような考えがございます。 それに向けて現在、教育委員会でも検討行い、事務局サイドとしても公 会計化するためには条例化ということが必要、重要になってきますので、 その部分について内容を詰めて議会のほうに提案できるよう準備を進め ているところでございます。 では、概要は簡単に、今のようなところで駆け足でお話させていただい たんですけれども、概要の概要というようなお話だったので、逆に聞きた いところ沢山あるかと思うので、御質問に答えていきたいと思うのでよろ しくお願いいたします。 福田委員長 どうもありがとうございました。それでは、まず学校給食法について御 質問あれば、お伺いしたいことあれば。ありませんか。学校給食法、一番 大事な給食法なんですけれど。はい、吉田二郎委員。 質問になっているか、どうかわかんないんだけども、学校給食法、私も、 吉田委員 私達も、今後、無償化、その方向にしたほうがいいんじゃないかっていう な意見もあんだけども、11 条の件ですけれども、もうすでにやっている 自治体もあるんですけれども、この学校給食法に抵触というのは、やり方 次第ではどういうふうないいとかあるんですか。それとも、やっているか ら違法では無いと思うんだけども。 小南係長 こちら 11 条の部分は学校の設備や修繕にかかる部分については自治体 負担です。それ以外のものについては保護者負担にできますよっていう部 分が、そういうことが書いてある部分なんですけれども、自治体によって は、実は電気料とか、そういったものを付加しているような自治体も実は あります。なかには、そういう所も。 ただ、今後、教育委員会として考えているのは、この部分こう書いてあ るんですけども、事実、給食費の運営をする上で賄材料費、要は材料費の 部分ですね、調味料であるとか、実際の野菜であるとか、そういったとこ ろの食材費の部分、そこを負担していただくというようなことを、逆に学 校給食法では、ここで他もちょっと付加できるような、そう捉えられるよ うな書き方をしているところがあるので、教育委員会としては、はっきり

	と食材費に限定して負担していただくような書き方、そういうふうにその
	部分はっきりさせたいというようなふうに考えております。答えに
吉田委員	でもね、確かに聞くと、そういうふうに設置機械とか設置するのは自治
	体で設置して、食べるものは保護者さんっていうか、親御さんで負担して
	下さいっていうのが 11 条の原則ですよね。
	それを無償化、無償化って言っても、全て無償、材料費を取りますよと、
	今までのやり方なんだけれども。無償化っていうのは材料費無しっていう
	ような、私は方向付けっていうか認識で言ったんですけれども。
小南係長	無償化って言うと二つのやり方、無償化のやり方として、まず初めに、
	多分、こちらで考えるのは無償化にするにしても、まず公会計と言います
	か、給食費会計自体を町が運営するというところをしっかりと定義した上
	で、それが補助の形になるのか、それとも減免みたいな形になるのか、そ
	の公会計っていうベースがあった上での無償、減免にするのか。
	あと、その補助みたいな形で町が負担するっていうような負担割合をは
	っきりさせて、この分を町が負担してやりますっていうようなやり方にす
	るのかっていう二通り、やり方はこうあると思うんですけれども、そのべ
	ースにしなきゃいけないのは、町として給食、学校給食運営を公会計化で
	行うっていうところは、はっきり決めないと無償化というふうには、なか
	なか説明するのが厳しいのではないかなと事務局サイドでは考えます。
福田委員長	休憩します。
	休憩 13:55
	再開 14:11
福田委員長	再開いたします。第 11 条に基づいて美里町では食材費については、賄
	材料費については負担をしていただいているというお話です。他にありま
	せんか。学校給食法。はい、大橋委員。
大橋委員	8条のこの部分で、8条の2項で、学校給食実施基準、設置者は実施基
	準に照らして適切なという、この美里町の実施基準というのはどのように
	なって。
小南係長	はい、こちら学校給食実施基準っていうものが文部科学省から示されて
	いるものでございます。現在、学校給食の実施基準というものの中には栄
	養価、このくらいの小学校であればこのくらいの栄養価で、中学校であれ
	ばこのくらいの栄養価でということで栄養価が示されてまして、その実施
	基準に基づいた栄養価でもって献立を作成して実施しているところです。
大橋委員	栄養価が主なものというふうに考えてよろしいですか。
小南係長	そうですね。
大橋委員	すると、この中にある設置者になっている部分、設置者はということで
	なってますけれども、そうすると、これは文科省が出している基準に合わ
	せて美里町の場合はそうだったというんですね。
小南係長	はい。
•	•

レスエロ	
大橋委員 	この部分について数字は出ますか、今。中学校と例えば小学校低学年と 高学年と違っているよね。
1 + 17 =	1.55
小南係長	そうですね。
大橋委員	それから最近、ここ何年か前から改正なったように記憶してんですけれ
	ども、その辺はどうだか。
小南係長	改定になった部分、この部分、当然文書できておりますので改定になっ
	ている部分については文書できます。あと、あわせてですね、美里町の学
	校給食の運営に関しては栄養価にソフトを栄養価管理のソフトですね、ソ
	フトウエアを入れておりますので、そちらの部分改定になりますとそこの
	基準ですね、献立作成の時の基準の部分もそこに合わせて献立を立てるよ
	うなやり方ができますので。
渋谷課長	では、私から学校給食実施基準法はですね、平成 25 年に改正されてお
	ります。それで摂取カロリーなんですが児童6歳から7歳の場合は 530
	キロカロリー、児童8歳から9歳の場合については 640 キロカロリーで
	す。児童 10 歳から 11 歳の場合は 750 キロカロリー、生徒 12 歳から 14
	 歳の場合については 820 キロカロリーになっています。これが学校給食の
	実施基準に基づくカロリー数になります。
大橋委員	これが実施基準ね。
渋谷課長	はい。
大橋委員	25 年改正になる前よりカロリーがどうなったのか。
小南係長	前の数字は…。
大橋委員	カロリーを例えば、先ほど小南さんが言ったように肥満傾向にある、カ
	ロリーを下げるとか、改正するその目的はなんだったのか。
小南係長	改正の目的は、その前のやつ。すみません。ちょっと、そこの部分は後
	日お答えっていうような、比較してみないとその部分は。
大橋委員	前に質問した時に、例えば給食費が、この基準に則って子ども達に提供
	されているのに、例えば給食費が同じだとかっていうような問題はないの
	かっていうようなこと言ったようなことがあるわけ。
福田委員長	休憩いたします。
	休憩 14:16
	再開 14:23
福田委員長	再開いたします。ほかにありませんか。学校給食法、学校給食法につい
	「てありませんか。(「はい」の声あり)じゃ、十分理解されて。はい、大橋 │
	委員。
大橋委員	10 条の中の校長は、になっているわけね。校長は、当該指導いろいろ
	学校計画を作成することを。校長は、この資料の全体的な計画を作成
	をすることになっている。ですよね。
小南係長	はい。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

大橋委員	それが、例えばこの給食に関しては校長が計画を作成し、例えばその他
	の必要な措置を講ずるとなっているわけ。現実に、この給食に関しての部
	分というが、校長に計画作成等の義務が生じてんのかどうなのか。
小南係長	この部分に関しては各学校で教育計画を策定するんですけれども、その
	教育計画の中に効果的、この校長は書かれているのが教育計画の中に食に
	関する指導についての計画が通常入っているような状況があるので、その
	部分について書かれている部分だと思うのですが。
	ここの部分については、学校で年間の指導計画、各学校ごとに、こうい
	うそれぞれの全ての教科が入って、年間でこういうような指導を行ってい
	きますよっていう教育計画ってのが発行されるんですけれども、その中に
	必ず食に関する指導っていう部分で計画が入って教育委員会に提出され
	ますので、その部分をここで言っている、校長はっていう部分に関しては、
	その部分を書いているというふうに考えます。
福田委員長	このとおりでいいの。
小南係長	はい。
福田委員長	その他の必要な措置を講ずるものとするだから。
大橋委員	例えばその設置者、ここは設置者ってなんだと…。例えば設置者はって
	いうふうな言い方とここ、ここの部分に関しては校長が適切な措置を講ず
	るとか。多分、これ自校方式等の部分がこの中に、ちょっと隠れてんのか
	なっていう感覚で見ていたのね。
小南係長	ただ、センター方式であっても食に関する指導に関しては、各学校ごと
	に策定するっていう状況になっていますので、例えば給食センターである
	南郷小学校、南郷中学校に関しても食に関する指導に関する部分は教育計
	画の中に、きちんと位置づけられて入ってきてますので。それは学校長の
	部分で指導の部分になって(「指導部分ね」の声あり)はい、入ってきます。
大橋委員	計画を作成するということね。
小南係長	そうです。
福田委員長	よくわからないの。センターあるいは自校方式あるから、こういうふう
	に価格出しているということではない。
小南係長	ではないです。全ての。
大橋委員	当然、その選択を教育委員会が点検してという形をとるわけ。
小南係長	確認、はい。
大橋委員	確認っていう。
小南係長	取ります。必ず提出されて上手くないところがあれば直していただくと
	いう指導はいたしますので。全ての学校、当然この指導出てます。
福田委員長	他にありませんか。学校給食法。はハ、大橋委員。
大橋委員	このことについて、国の補助ということで教育扶助の部分から指摘され
	ていますので。

福田委員長	12 条の 2 ですね。
大橋委員	この部分については施行令が規則の中での、町が二分の一以上を扶助す
	る場合は、国が二分の一を扶助するっていうふうになったと思うんだけど
	も、読み切れないんだけども。
	この教育扶助の部分、私たち、所管の中で前、出てきますよね。奨学費
	の扶助費で出てきてますよね。美里だとどれくらい、金額的には大きい金
	額なっかと思うんだけれども。これ給食に関してだけじゃないよね。教育
1 	扶助はね。
小南係長	はい。就学援助ですね。
大橋委員	例えば、給食は給食で分けてっていう扶助の仕方。
小南係長	はい、給食費っていうことで給食費分っていう扶助ですね。就学援助と
	いう形で出されるんですけれども、給食費に関して教材費、給食費ってい
上梅禾 号	うことで給食費は給食費っていうことで扶助することになりますね。
大橋委員	援助額、援助はどうなの。これが教育扶助費の部分でしょ。例えばこの 学校給食費で言えば、旧小牛田地区は小学校の場合、上限 51,000 円、旧
	字校編長員で言えば、旧小十田地区は小字校の場合、工限 31,000 円、旧 南郷地区が 39,000 円、上限。この差って何。
 小南係長	扶助費関係、すみません。
大橋委員	じゃ、変わるわけね、今度。
福田委員長	これはコメの部分だよね。
小南係長	コメ代、はい。
福田委員長	給食日数の掛けるご飯の分が出せるんだよね。
小南係長	価格が、はい、南郷は持ってくる方式。
吉田議長	今度は同額になる。
小南係長	そうです。
大橋委員	1 食 45 円、なら、コメ持っていったって。援助費というのは金額的に
	は同額でないの、違うの。
小南係長	今の差っていう差があったっていうのは、南郷と小牛田の給食のご飯、
	完全給食か補食かって、おかずだけかっていうところで差がついていた部
	分で、今は完全給食にかわったので、お米代も含めてっていうことで補助
 +	になると。 コメ持ってきたってさ、コメ買って持っていくからもしんないのに、何
大橋委員	コス狩りできたりでき、コス負りで狩りていてからもしんないのに、阿 で上限が51,000円と39,000円の差があんですか。完全給食と一部給食。
 小南係長	そのコメ代もなんで出してあげないですかっていうことですか。
אז ימו בדוי נ	家庭から持っていくコメ。
山岸副委員	なんで差額あるかって聞いてんでしょ。大橋さんね。
渋谷課長	確認させて下さい。
福田委員長	いただいた資料は平成 26 年度、かな。
m m x x K	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O

大橋委員	26 年 9 月から完全給食。
	(「そうです」の声あり)
福田委員長	27 年度は。
小南係長	27 年度は同じ。
渋谷課長	ちょっと考えさせて下さい。
福田委員長	はい。暫時休憩します。再開は2時45分。
	休憩 14:33
	再開 14:41
福田委員長	早いですけれど再開いたします。
小南係長	確認できましたので。就学援助費、昨年は南郷が 39,000 円と。
福田委員	学校給食費だけでいいです。学校給食だけだから。
小南係長	就学援助の部分は統一されました。あの差は無くなりましたので。
福田委員長	ちなみに、幾らになりますか。学校給食費。
渋谷課長	前が、違っている理由。
小南係長	はい、前が違っていたのが、完全給食か補食給食かっていうところでか
	わってました。現在は、小学校 51,000 円、中学校 60,000 円で統一されて
1000年早月	ます。 - 小学校 54 000 円 - 中学校 00 000 円
福田委員長	小学校 51,000 円、中学校 60,000 円。
小南係長	ということで統一です。南郷、小牛田、差はありません。
福田委員長	はい、他にありませんか。はい、大橋委員。
大橋委員	その基準について。扶助受けられる基準っていうか、就学援助を受けて
	いる、受ける基準、上限決まっているから。例えば生保とか、ちょっと課 長に聞いたんですけれども、所得、税もかかんないその基準については。
	あの就学援助が、担当が別な職員がやっているものですから。小南係長、
NI IN C	学校給食分だけやりますんで、担当違うんで、その辺詳しい内容はですね、
	御説明できませんので、あとで資料として提出させていただきますので。
	(「わかりました」の声あり。)
福田委員長	では、あとで資料お願いします。学校給食法ありませんか。はい、大橋
	委員。
大橋委員	この学校給食費にも含まれる形と学校給食法に、この今の教育扶助に出
	ているんだけども、さっき言ったのが施行令かどこかに出ていたと思うん
	ですが、二分の一の二分の一みたいなの出てたのがあったんですけど。こ
	の分、扶助の部分によって。 施行令の7条ですか。
小南係長	たりですね。施行令の7条に補助する額の二分の一。
大橋委員 	合計額二分の一の範囲内で文部大臣が定める額を限度とする。年間、学校給食費、補助標準額に当該設置者の学校給食費の補助を行う。補助
	12和良具、111の115千段にコ成以且日の子は和良具の111の111の1111の1111の1111日

	対象保護者の児童または生徒の数を、それぞれ乗じて得た額の合計額の二
	分の一の範囲内でという、この辺について、少し説明いただきたいなと思
	っていたんですけど。12 条の規定、国の補助ってのが、さっき言った教
	育扶助だと思うんです。
福田委員長	すぐ、答えられますか。
大橋委員	その途中に、二分の一未満の場合は除くってあります。この辺、どうい
八间交兵	うことを言ってんだかっていうのが、なかなか。これは町が、例えばね、
	町が二分の一以上を補助すれば国が二分の一みますよっていうことなの
	か。
渋谷課長	就学援助の関係ですよね。
小南係長	就学援助の関係なので、ちょっとここも調べて、全体額の国から幾らあ
	って、町が就学援助費として負担しているかっていう負担割合について
	は、お調べしてお答えしたいと思います。
	ただし、先ほど、高橋から確認したんですけれども、給食費の補助につ
	いても上限っていうものあるそうなんですけれども、美里町の給食費に関
	しては上限額までいっているわけではないので、全額補助されるというと
	ころは確認はとってました。(「全額補助さている」の声あり)全額補助さ
	れているっていうか就学援助費から給食費丸々の単価分を補助している
	っていうことは確認してました。
大橋委員	そういう対象者が何人かいるっていうことね。
小南係長	就学援助を受給している方に関しては。それは全額出ます。ただ、ここ
	の何割が美里町負担で国負担でという部分についてはお知らせしてとい
	うことで。
大橋委員	給食法の中に出てきている部分のものだから。教育扶助でさ。その部分
	でどうなのと思ったもんですから。一括措置ですって言われれば。
渋谷課長	そうですね。給食だけじゃなくて学用品だって、修学旅行だったり。な
	かなか、お答えできなくてすみませんがよろしくお願いします。
大橋委員	いや、これ読んでいたって理解できないものだから。
福田委員長	ほかにありませんか。無いようですので食育基本法に移りたいと思いま
	す。何かありましたらお願いをいたします。さっきの地場産の関係ね、美
	里産、ピューレ、梨のピューレ使っただけでこんなにパーセンテージ上が
	るの。
小南係長	梨のピューレは事例のひとつとしてお話しましたが、それだけではあり
	ません。地元の生産者の方からお野菜を購入したりっていうこと通してっ
	てということです。
福田委員長	33 年が 17.1%ね、目標、低いなって思うよ。梨ピューレだけでないと
	は言い切るも。32.5%、まず倍だからね。
小南係長	この部分については、過去のお話をすると学校給食、中埣地域に学食さ

	T
	んといって長年、学校給食に地元の農業者の方が給食の食材、お野菜を提
	供していただいています。 このされた。 は提供は、Mのような、おもしなりにころに、NVばりなられ
	その方たち、小規模校、給食センターみたいなところに、当然入れられ
	ない不動堂小学校や不動堂中学校みたいな食数が多い所には入れられな
	いっていう問題がありました。
	ですが、そう言った方たちも期間限定になっているので、そういう教育
	的な効果が高い部分については頑張ってみようっていうことを言ってい ただいて、この期間、限定にはなりましたけれども、そういった方々の協
	一ただいて、この期间、限定にはなりましたけれても、そういうた方々の協力があったというようなことも、上がったというような理由があります。
 福田委員長	もう少し上げられる、16.6 と 17.1 とね、たった 0.5%ですよね。どう
	もプタし上げられる、10.0 と 17.1 とね、たりた 0.3% とりよね。とり いうふうに、なんで目標値が 17.1 になったのかは、ちょっと疑問なんで
	すけれども。努力を期待しましょう。食育基本法だけ。
 吉田議長	最新のやつだからな。27年2月だから。
福田委員長	他に。はい、大橋委員。
大橋委員	この食育基本法を受けて、町の食育推進計画の改定が何年になっか。
大偏安貝 	24年7月ですね。
	1 1 1 1
大橋委員	その部分、いただいたんですか。改正部分な。
福田委員長	福祉課のね。
渋谷課長	健康福祉課です。
大橋委員	あれ、何年って規定あるの。
渋谷課長	10 年間です。平成 24 年から 33 年までです。
大橋委員	この推進計画はこの給食基本法に則った形でって思いますけども。学校
	給食との部分で推進計画の中に給食法ね、あまり簡単に学校の食育の部分
	│では、簡単に載ってるような記憶してたんですけれども。 │
小南係長	食育基本法に。
大橋委員	学校は、かなり謳っているんですけれども、町の推進計画の部分の学校
	給食っていうのは、案外、さらりと書いていたような気もしてたんですが。
11-W-110 E	食育推進計画と比較してか。
渋谷課長 	町の推進計画については、先ほどライフステージごとの食育の悩みって
	いう形で計画してまして。乳幼児期、それから義務教育期ってな形で計画
	は作っております。確かにさらっとという感じで言われれば、その通りだなと思いますが。
 福田委員長	いいですか。他にありませんか。
柳田委員	じゃ、すみません。 1 点。
福田委員長	はい、柳田委員。
柳田委員	はい、物田安貞。 先ほどの地場産のですか、推進でのデータの数字なんですけれども各学
기카비女扶 	元はこの地場度のですが、推進でのデータの数子なんですけれても古子 校で、さっき、ちらっと聞いたけど違うと思うんですけれども。各学校ご
	校で、とうと、55万と聞いたけと建うと恋う//0ですけれたも。日子校と とのパーセンテージのデータ出せないですか。
	CON CON THE WILLIAM

小南係長	すみません。そこに関しては各学校ごとの、当然、教育委員会はもった
	上で集計取っているんですけれども、学校ごとにそれが開きがあって、そ
	れが外に出さないで欲しいということを言われてますので、ここは美里全
10	体の数字は出しますが、学校ごとの個別データは出さないということで。
柳田委員	確かに、さっき言った通り中埣にもそういうようなのありますし、南郷
	のほうでもそういう頑張っているところあるって聞いてますし、コメのこ
	とは確かそうですよね。米飯とかも南郷のコメ使う、これコメってデータ
	に入ってないんでしたっけ。
小南係長	コメは入ってません。
柳田委員	抜いたやつでしたっけ。
小南係長	コメは入ってません。コメに関しては、全て現時点では美里町産の、み
	どりの産のっていうことで。統一になっています。
柳田委員	あくまでも、データは出さないんですね。
小南係長	すみません。ここは。
福田委員長	はい、大橋委員。
大橋委員	地場産品の関係、前にあの、副委員長も一般質問で出た時に、南郷地区、
	小牛田地区で出した地場産品の使用割合っていう。
渋谷課長	要するに地区ごとに、小牛田地域、南郷地域、2つに分けてっていうこ
	となんだけれども。南郷は、給食センターだから直ぐ、ボって出るだけど
	も。
大橋委員	前に出してね。
渋谷課長	出してました。
大橋委員	その時に、南郷のほうが高かったんですよ、地場産品の使用割合は。
小南係長	すみません、休憩お願いします。
福田委員長	はい、休憩します。
	休憩 14:56
	再開 15:11
福田委員長	再開いたします。美里町の地場産を少し増やす努力を、ぜひ、お願いし
	たいなと思います。はい。
平吹委員	この推進状況の中で食文化の継承たるものさ、この中にすっぽこみたい
	に、つめいりとか、きしゃずいりとかさ、ありますけど、これは調査目標
	が町民生活課でやった時にも違うのかな。考えようにはね、ほんとに食文
	化継承はしていくんもんだけど、その辺、子ども達にどのような指導して
	るんだか。
	例えば、きしゃずだとか、おからって言っているんだべけどもさ。そう
	例えば、きしゃずだとか、おからって言っているんだべけどもさ。そう いうような用語とも大事にしていいんでないかなと思うんだけども。その

小南係長	この部分については各学校、美里町の学校では各学校の栄養士及び栄養
	教諭、それぞれ独自の献立でやっているんですけれども、栄養士に栄養教
	諭に話を聞いたときに、今の子どもたちに、要はハンバーグを出したりと
	いうと、とても喜ばれてカレーライスも喜ばれてという状況だけれども、
	あえて、こういう郷土食も献立に加えるんだ、でないと、家庭で今の子ど
	もたちって食べる機会無いでしょってこと言われて、あえて、残食が出る
	かもしれないけれども食育ってことを考えて、こういったメニューを入れ
	るように心がけているような話をされたことを、栄養教諭からされたこと
	があるので、学校ではそういう形で献立の中に、毎日ではないですけれど
	も機会を見つけて、こういった郷土食を入れるという取り組みをやってい
	るということです。
平吹委員	そこで、この数字あんだけれど。きしゃずっつうか、おからいりってな、
	どれで調査したんだかわかんないけど。83.6%ってなことで、例えばおか
	らいりじゃなくて、きしゃずいりとなった場合の子どもたちは、分かんな
	いんないと思うんだよね。おそらくは。
	今、小南さん言った通り、その郷土食の名前を継承するっていうことは
	大変、私はいいと思うんですね。だから、それに付け加えて、例えばきし
	ゃずいりでも多分、いろいろな、今の子どもたちが食べやすい料理がある
	んですよね。
	だから、その辺を工夫しながらやって欲しいなと思うんですけれど。今
	さっき副委員長言った通り、長々と言ったんですが、栄養士さんがいろい
	るなアイデアというか、子どもたちが食べやすいように作ってあげている
	んだよと。
	だから、普通の葉ものが嫌いな子どもだって、アイデアというか、作り
	方ひとつでみんな食べますよと。そういうニンジンもあるだろうし、そう
	いうものの研究はしていると思うんですが、その辺こういう名前を、郷土
	の名前を活かしてそういうのをやれば、もっと名前も継承するだろうし地
	場産のやつも、それなりに利用も出てくるのかなと思うんだけれども。私
	は、これは大事だと思うんです。よろしくお願いします。
小南係長	はい、分かりました。頂いた御意見を栄養士打ち合わせ会などで栄養士、
	栄養教諭に伝えて、そのように実施していきたいと思います。ありがとう
	ございます。
福田委員長	他にありませんか。
山岸副委員長	ちなみに、今の平吹副議長が言ったパーセント、これは子どもたちの数
	字なんですか、大人なんですか。
小南係長	これは大人の数字ですよね、課長。町民健康調査で言いますと。
渋谷課長	大人の数字ですね。国民健康調査っていう大人対象にやる。子どもは、
	もう。
山岸副委員長	はい、わかりました。

福田委員長	はい、千葉委員。
千葉委員	ちょっとですね、お尋ねしたいですけれども、この進捗状況ってのは、
	作り方ですけれどね、目標値を作るってことは管理をするってことですよ
	ね。ということは、これを作るための手段、約束と基準ね、要綱か何かに
	まとめてやっているんですか。
	例えば、5W1Hをきちんと意識しながら、できるだけ振り幅を少ない
	ような情報にするために、やっぱり約束事が大事ですよね。こうやって横
	並べて眺めるっていうのも。
	だから、これ見てると例えば、さっきの 32.5 じゃないけれども現状 22
	年から1年おきに上がったり、下がったりなんかしているんですけれど
	も、26年、特別に上がっているわけですよね。
	そのことは、どうということないんですけれども、要するに管理をする
	っていうんであれば、比較して進歩があったかどうかっていうことを評価
	したいということですよね。
	そのためには数字がきちんとしてなかったらば、ほんとに進歩してるん
	だか分からないですよね。その辺どうなんですか。その辺は要綱にまとめ
	ているかどうかということと他の市町村、近隣市町村なんかはこういう数 宮の作りたつきのは、何かのけた合わせなのかでは、したけた合わせして
	字の作り方つうのは、何かの打ち合わせなのかで統一した打ち合わせして 4 のか
 小南係長	んのか。 ほかの自治体との情報交換っていうので。
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	例えば他の町は、何パーセント、うちの方は何パーセント。そうすると、
1 未女只	一例えば他の町は、円パーピンド、プラのカは円パーピンド。とファるこ、 それも同じような条件で調査して数字を出さなければ比較できないよね、
	ほんとは。
	同じっていうのは。この期間で、それ以降対象にしてってやつ。だから、
	同じなやつなんです。
小南係長	そうですね。
千葉委員	全部、同じになっている。
小南係長	同じに、県内、全て同じ。
渋谷課長	全て、対象となる食品っていうのが、もう決まっているんですね。イモ
	類とかマメ類、それから緑黄色野菜、果物、キノコというような決まって
	ます。
	それを対象として、年2回なんですけれども6月と9月ですね。6月の
	16 から 20 日まで 5 日間、それが平成 26 年のもので、 6 月 16 から 20 日
	の 5 日間、それから 11 月 10 日から 11 月の 14 日の 5 日間。この期間で、
	全て一斉に各市町村で調査するっていうことになりますので、統一した基
	準の中で、できたってことです。
千葉委員	ということは、この数字も同じだよね。町の数値。
小南係長	はい。
千葉委員	それでいいっていうんだね。一応、それでやっていて、こんな低いつう

	のか。随分、変化するもんだなという、そういう目標値 17.1。これ管
	理の目標値っていうのは、すごくね、もう少し信頼性のある合理的なそう
	いうふうになんだろうと見ていたもんですからね。
小南係長	議員、おっしゃられた通りですね、24 年と 25 年を比べた時に、24 年が
	18.7 で目標値をクリアしている状況だったんですけれども、25 年の段階
	で 16.6 までに地産地消率が下がりました。
	このことが、どうしてこういう状況になったのかっていう部分で、栄養
	士打ち合わせ会の中で情報交換しました。情報交換した中で、もう少し情
	報共有、目標値についての情報共有をするってことを、あと、意識を持っ
	て献立を立てるということの重要性について確認を取りました。
	その上では次年度ということで、26 年度は早めの時期の把握、それか
	ら献立作成の情報共有っていう部分を意識的に 26 年に関しては取り組み
	ました。
	結果、このような数値の上昇というようなことになりましたので。この
	部分情報共有と取り組みっていうことをやったことが、こちらも驚いたん
	ですけれども、結果に繋がったというのが。
 千葉委員	これね、管理するために、それ作ってくれたのね。だけど、実際は地産
	地消する実態をできるだけ向上させようというのが、ほんとうの目的です
	よね。分母と分子の場合だけど分母は何。この数字を出す分母は何ですか。
	というのは、例えばね、重量かもしれないし、金額かもしれないし、いろ
	いろありますよね。これとこれとこれとこれを対象にしなさいとなってる
	んであれば。
小南係長	それは食材数ですね。
千葉委員	点数。
小南係長	はい。点数です。
山岸委員	点数、当てはめてやんだべからさ。
柳田委員	点数でなく、数、品数。
山岸委員	は対しなく、対、の対。 品数。
小南係長	はい、品数です。
千葉委員 	だから、こんなんだから作為的に数字上げようと思ったら上がるよね。
	悪い人いないかもしんないけれども、ほんとは目標値に対して努力したい
	わけですから皆さんね。
	そうすると、やっぱり地産地消で産業も反映したし、町も裕福になって
	いくのが本来のねらいだったとすればね、そういう考え方、価値観を大事
	にして、こういうのを出した方がいいなと思ったわけ、私は。だけども、
	管理するほうから見たらね、やっぱり、いろいろありますよね。事務局な
1 1/	6.
小南係長	あと、良かった点、1つ申し上げますと、こういう意識を情報共有する
	ことで、品数ということで栄養士が積極的に、食材サーチというのをやる

	ようになります。
	美里町のどのような食材があるのか、どれが給食にこの期間に入れるの
	がいいのかっていうことで、そのことが最終的に子どもたちに還元される
	ことになりますので、ちょっと、あんまりにも差があるような結果になり
	ましたが、効果としまして、そういう食材に凄く栄養士が興味を、余計、
	問題意識を持って食材探しをやって、当然、給食だよりなどでもそういっ
	│ │た発信を積極的にするようになったっていうところは、すごくこの部分、
	期間限定ではありますが効果はあったと思います。
柳田委員	今後、いきますよね。
福田委員長	他にありませんか。はい、藤田委員。
藤田委員	そのために6月のですね。16から20日までの期限ですか。11月という
	 ふうに、これ夏と秋ですね。食材での種類が多いために、この数字であら
	われているっていうね。さっきもそう言ってたよね。
小南係長	この部分では、決して、その時期が多いってわけではないっていうふう
	 には聞いてます。逆に6月の部分に関しては、逆に少なくて苦労している
	っていうような話も聞いています。
柳田委員	端境期だ。
福田委員長	他にありませんか。食育基本法について。無いようですので学校給食法
	及び食育基本法については終わりたいと思いますけれども、この議題の中
	に無い資料4についてなんですけれども、私たちの計画では6月に、しま
	しょうって言ってるのに、待っているんですね。(「休憩」の声あり)休憩
	します。
	休憩 15:26
	再開 15:27
福田委員長	再開いたします。6月に予定しているのは、未納状況。学校給食費の未
岡田安良区	納状況。それから全額無償化にした場合の町の負担額がどれくらいなの
	か。
	│
	うことで予定にしております。学校給食審議会を傍聴したいっていうの
	│が、まず第一番なので、それに合わせてこの委員会を開きたいと思います │ね。
	¹⁶⁶ その場合には、その学校給食審議会がどこで開かれるのかによって、そ
	の場所に近い所でと考えているんですけれども、学校給食審議会はいつな
	んでしょうか。6月。
渋谷課長	一応、7月くらいを予定しています。
福田委員長	まだ、日にちは、はっきりしてない。決定していないんですね。
渋谷課長	そうですね。実は、条例案の審議をいただくということになりますので。
福田委員長	じゃ、分かり次第。
L	ı

3/L 43 Am F	
渋谷課長	パブリックコメント終了してからっていうことになるので。
福田委員長	7月ということで、まだ日にちは分からないということなので、その日
	にちが分かりましたら。いつ頃分かりますか。
渋谷課長	当然、パブリックコメントはですね、6月だっけか。
小南係長	はい、6月です。
渋谷課長	6月の23。
小南係長	パブリックコメントが 6 月 19 から 7 月 21 日までの 33 日間予定してい
	ますので。
福田委員長	じゃ、日にちが決まり次第。場所はどこにしましょうね。
渋谷課長	南郷ですね。
福田委員長	南郷庁舎。委員の皆さんに、予めお願いするんですけれども学校給食審
	議会が南郷庁舎で行われますので、7月のこの委員会については、南郷庁
	舎で行いたいということでよろしいでしょうか。
	(「はい」の声あり)
小南係長	6月は(「傍聴しか」の声あり)はい、出来ないです。
吉田議長	条例を審議するのを委員会として傍聴しに行くの。
山岸副委員長	そういう予定でした。
福田委員長	その中身でなくって、学校給食のどういうふうにするかっていうので、
	これ条例だけなの。審議か。
小南係長	今回に関しては条例に関して。
福田委員長	だけなの。元々の学校給食審議会っていうのは。
小南係長	2月です。2月に給食費を、給食費の価格をどうするか、取り引き業者
	の指名についてという。それは例年2月に。
福田委員長	できれば、それを傍聴したかったのね。だけど、今、話を聞くと7月は
	条例に関してなので、条例に関しては私たち、傍聴…。
	先ほどの学校給食審議会を7月、傍聴するっていう話は無しにしたいと
	思います。先ほど話しましたように6月の委員会については、先ほど申し
	ました運用状況、それから全額無償化した場合に町の負担額及び食材の搬
	入ルート、残食状況について、またお願いしたいと思いますんで教育委員
	会の皆さんにも御足労かけますけども、よろしくどうぞお願いしたいと思
	います。
小南係長	すみません。給食の搬入ルートの部分について質問なんですけれども、
	搬入ルートと言いますと、給食施設に物資を納品する、取り引き業者とい
	うような意味でしょうか。
福田委員長	お願いします。あと教育委員会にお聴きしたいことありますか。無いよ
	うですので、これで教育委員会からの説明及びお伺いしたいことは終了し
	たいと思います。教育委員会の皆さん、大変有難うございました。暫時、
	休憩します。

	休憩 15:33
 福田委員長	再開 15:43 再開します。2つ目の議題ですけれども、所管事務調査についてですが、
他口安貝技	再開します。2 プロの議題ですけれても、別官事務嗣直にプロでですが、 日程については相澤さんに作っていただきました。
	口住にプロでは相違さんに行っていたださました。 この間、副委員長と協議いたしまして、相澤さんにルートなんか、泊る
	│ところも決めて打ち合わせをしてこの日程になりました。7月 14 日火曜 │日、これは栃木県の大田原市です。
	ロ、これは伽木宗の八田原巾です。 研修の時間は 10 時から 12 時。 2 日目が群馬県の神流町。研修時間が
	「「「「」」」
	10 時から 12 時というとこと、遅くとも投場には 7 時頃、看くのかなと。 その分、初日の 14 日は、 6 時出発にしないと間に合わないということが
	ありますので、大変きつい日程になっておりますが、何か御質問あるでし
	のりよりので、人名とうい口性になってのりよりが、何が伽真向のもでしょうか。
 平吹委員	ようが。 はい、バスは何人乗りですか。
福田委員長	バスにつきましては裏をご覧下さい。当初、町のバスをお借りしようか
福田安兵区	なと思ったんですけれども、長距離なので長時間座るには、大変だろうと
	いうことがありまして、借り上げることになりました。その件の金額につ
	いて相澤さんのほうから説明お願いします。
10 mm - + A - + 17	
相澤主幹兼係	公共交通機関で行くのがちょっと困難っていうことで、今、委員長言わ
長	れた通り借り上げバスを借りたいと考えておりました。
	当初、特別旅費ということだったんですけれども、バス借り上げる形に
	なるので、予算流用してという形になります。入札担当から借り上げバス
	の業者4つぐらい紹介されまして、ミヤコーバスであったり、新栄観光バ
	スさん、仙北富士交通さん、ひまわり交通さん。ここら辺でお願いして安
 福田委員長	いところといったところでお願いしようかなと思っておりました。
	何か御質問ありませんか。 6 時出発になっているけれども、 6 時って皆さん大丈夫ですか。
山岸副委員長	
千葉委員 —————	ちょっと、分かんないですね。
吉田議長	大丈夫というより、逆算すると6時に出ないと間に合わないということ
	でしょう。
山岸副委員長	まず、最低3時間とんなきゃなんないつうことだね。
福田委員長	この時間でよろしいですか。
	(「はい」の声あり。)
福田委員長	休憩します。
	休憩 15:48
	再開 15:50
福田委員長	再開します。6月の議会に出しますので、学校給食費補助への取り組み
	及び地場産品の利用状況についてということで。私達の研究テーマのとお
	りで…これでよろしいですか。

	(「はい」の声あり。)
福田委員長	他にお聞きしたいことありませんか。無いようですので次回6月の日程
	について。
	(日程調整中)
福田委員長	では、26 日午後。1時半にしますか、2時にしますか。(「1時半」の
	声あり)6月26日金曜日。次回は1時半からっていうことで。再度お願
	いしたいと思います。
	その時に、所管事務についても具体的に決めていきたいと思いますの
	で。その時までに業者決まるしね。ほかに皆さんから何かありませんでし
	ょうか。無いようですのでこれで教育、民生常任委員会の会議を終了した
	いと思います。副委員長あいさつお願いします。
山岸委員	はい、大変御苦労さまでした。今日は非常に難しい内容で検討させてい
	ただきました。所管事務調査が7月、しっかりと勉強していきたいと思い
	ます。今日は、大変御苦労さまでした。
	15:54 終了

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年5月28日

教育、民生常任委員会

委員長